

相 談 事 例

ID : 05-01-014

相談タイトル

土地・建物売却に伴う税金について

Q：ご相談内容

不動産（土地・建物）を売却する予定であるが、売却時にかかる税金について知りたい。

A：回答

不動産を譲渡したときかかる税金の主なものは譲渡所得税（譲渡所得が発生した時）となります。ほかには登録免許税や印紙税などがかかります。土地・建物（不動産）を売却したときに得られる利益に対する税金を譲渡所得税（所得税・住民税）と言い通常の所得とは別に申告をすることになります。利益にかかる税金と言うことで、各種の控除や特例措置があります。基本的に所得税（国税）ですので、問合せは税務署に聞いていただくこととなります。申告が必要ですので、その時期に税理士の方などに相談されて提出されてはと思います。